

JIPANG
G-LUNG CAMP STAY

施設内のご案内
HOUSE DIRECTORY

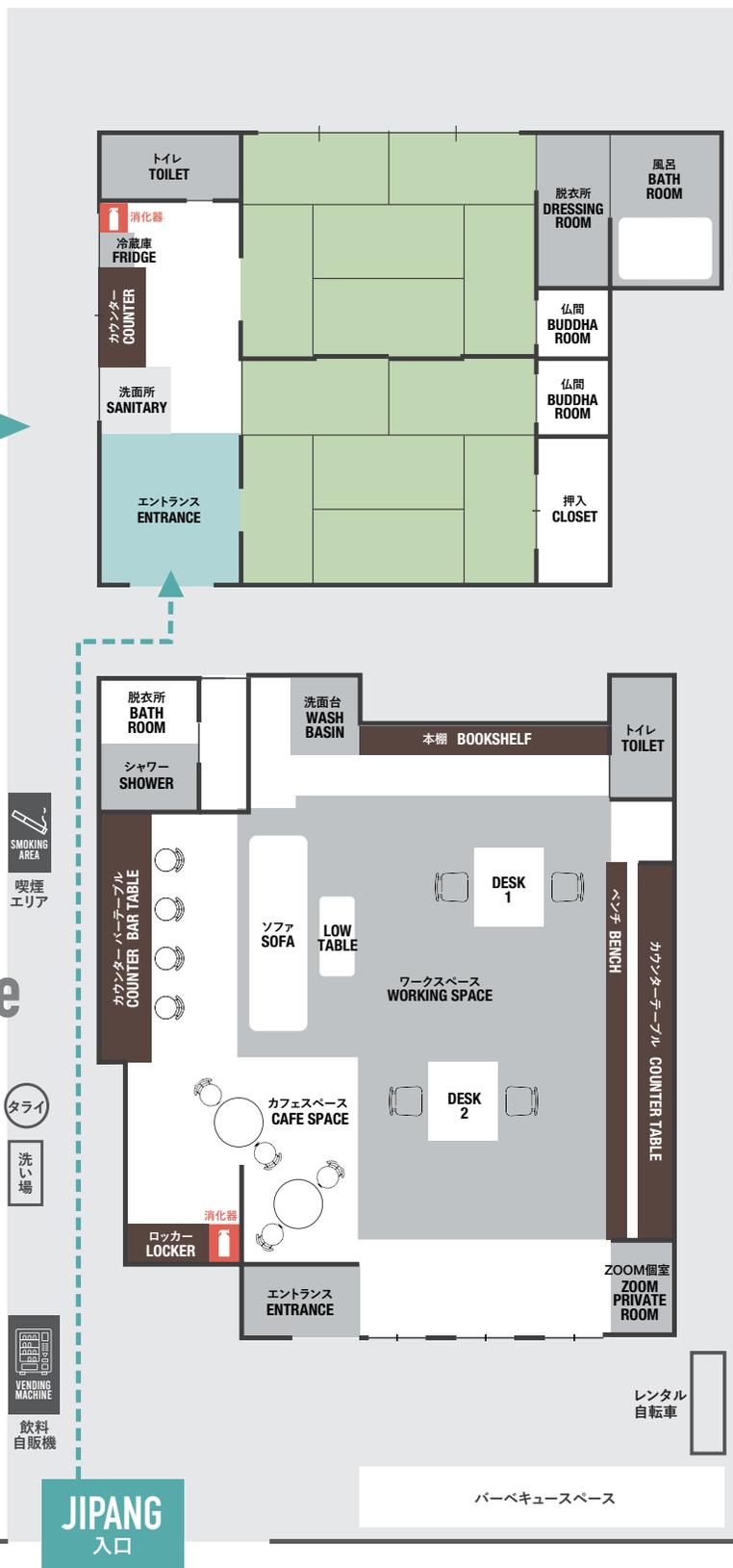
G-LUNG CAMP MAP

2

宿泊施設
JIPANG
G-LUNG CAMP STAY

1

コワーキング施設
Golden Gate
G-LUNG CAMP SPACE



←勝浦方面

御宿駅方面→

128

JIPANG
駐車場

古い家

空き地

月夜見神社
階段

JIPANG
G-LUNG CAMP STAY

室内のご利用について ①

RESIDENCE GUIDE

当施設は基本【無人】となっております

チェックイン・アウト

IN 15:00 / OUT 10:00

外出&ルームキー

暗証番号のあるキーボックスからルームキーを取り出してください。
外出や館内に誰もいない場合の退出時には必ずドアを施錠してください。

貴重品について

セーフティーボックスはございません。貴重品はお客様自身の責任において管理してください。
※盗難、遺失物等の事故が発生した場合、当施設では責任を負いかねます。

喫煙について

室内は禁煙です。喫煙は喫煙コーナー（灰皿設置箇所）にてお願い致します。

服装について

濡れたウエットスーツや水着での入室はご遠慮ください。

騒音に関してのご注意

近隣の住人の方のご迷惑にならないように、早朝、深夜の騒音・大声での会話は謹んでいただきますようお願いいたします。

駐車場について

当施設の道路を挟んで、向かい側の専用無料駐車場をご利用ください。(3台まで)

※満車の場合は近くの駐車場をご利用ください

HELP

館内設備・宿泊時にお困りがあった際の連絡先

☐緊急連絡先
080-3546-5956

火災・救急が発生した際の連絡先

☐夷隅郡市広域市町村圏事務組合 御宿分署
0470-80-0136

緊急事態があった際の連絡先

☐いすみ警察署 御宿駅前駐在所
0470-68-2100

近くの総合病院

☐塩田病院(勝浦市 御宿から5.6km)
0470-73-1221

室内のご利用について ②

RESIDENCE GUIDE

寝具について

布団はご自身で敷いてください。ペットを寝具の上には乗せないでください。

ご訪問のお客様とのご面会

ご訪問のお客様とのご面会は、施設外にてお願い致します。

タクシーのご案内

- エミタスタクシー TEL.0470-68-2381 ☎0120-68-2381 【営業時間8:00～22:00】
- 浪花タクシー 大原駅 TEL.0470-62-0373 ☎0120-74-0373
浪花駅 TEL.0470-62-1505 ☎0120-74-1505

客室備品・設備

- 無料Wi-Fi
- テレビ
- エアコン
- 冷蔵庫
- 電子レンジ
- 電気ケトル
- 浴室
- ドライヤー
- 独立型トイレ
- 押し入れ
- 和布団
- 無料駐車場
- 無料レンタル自転車
- 非常用ペンライト

暴力団及び暴力団員、並びに公共の秩序に反する恐れのある場合について

次に上げる組織・個人においてはご利用をご遠慮させていただきます。

また、そのような事実が明らかになった個人についても、その時点でご利用をお断りさせていただきます。

今後のご利用もお断りさせていただきます。

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月01日施行)による指定暴力団及び組織。

反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団、過激行動団体、並びにその構成員)

暴力、脅迫、恐喝、威圧的不当要求面会の強要、及びこれに類する行為が認められる場合。

施設を利用される方が、心身耗弱、薬品等による自己喪失、ご自身の安全確保が困難で、

他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある場合。



ペット同伴のお客様へ

FOR CUSTOMERS WITH PETS

ペット同伴のお客様は必ずご覧下さい。

すべてのお客様に快適にご宿泊いただけるよう以下の点をご了承の上、ご同宿をお願いします。

同宿ができるペットについて

同伴のペットは犬に限ります。(大きさ問わず1頭まで)

予防接種を受けている事。

トイレのしつけが出来ている事、無駄吠えないこと。

ご持参いただきたいもの

当施設では簡易的なペット用品のご用意しかありません。
普段使い慣れた物をご持参をお願いします。

食べ慣れているフードやおやつと食器／ペット用トイレシート／ケージ／リード／足ふきタオル／清掃用品／
マナーポーチ(においが漏れないファン用の袋)や密閉容器など

その他、アメニティー類や、普段使い慣れているアイテム等、同宿に必要な用品

館内で守っていただきたいこと

お散歩や外で遊んだ後に入室の際は足をきれいにして入室してください。

ペットの室内浴槽使用はご遠慮ください。

お部屋は畳です。爪で引っ掻く行動はお控えてください。

就寝の際は、ケージに入れて寝かせてください。寝具やテーブルにはペットを上げないでください。

ワンちゃんだけのお留守番は絶対にやめてください。また、車中泊も固くお断りしております。

万が一、客室や寝具などを汚損された場合は当施設に必ずお知らせください。

客室や寝具などを汚損された場合は、クリーニング代や修理費の実費をご負担いただきます。

また、部屋が使用できなくなった場合は、その期間に応じた代金を請求する場合がございます。

備付犬用アメニティ ■ケージ ■トイレシート ■犬用水入れ ■ペット用足ふきタオル ■消臭除菌スプレー

当施設では簡易的なペット用品のご用意しかありません。ご持参をお願いします。

ゴミの分別方法

HOW TO SEPARATE GARBAGE

環境保全のため、ゴミの分別にご協力お願いいたします。
館内で発生したゴミを屋外に捨てることはない様お願いいたします。

可燃ゴミ



生ゴミ・紙ゴミ・木枝・草等

ペット・プラ類



ペットボトル・プラスチック
発泡トレイ

缶類



缶

ビン類



瓶・割れ物

宿泊約款 1

TERMS OF SERVICE

第1条(本約款の適用)

- 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

- 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名、住所、電話番号、メールアドレス
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第11条に記載の基本宿泊料による。)
 - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立)

- 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただくことがあります。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りします。
- 当施設が、インターネットサイト等の広告に誤った宿泊料金を提示し、または電話等で誤った宿泊料金をご案内し、宿泊契約が成立した場合において、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかに通知いたします。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 満室により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動または行為をしたとき。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 違約金等の支払いがなされていないとき。

第6条(宿泊者の契約解除)

- 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)、下記別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

別表 1: 違約金

	契約解除の通知を受けた日ならびに その際の宿泊料金に対する違約金率
不泊 & 当日	100%
前日	100%
2日前	50%

ただし宿泊客がオンライントラベルエージェントを経由して予約を行っている場合は、それぞれのエージェントにて設定されている違約金を優先的に適用するものとします。

第7条(当施設の契約解除)

- 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

宿泊約款 2

TERMS OF SERVICE

- (6) 宿泊客が宿泊日当日の午後11時になっても到着しないとき
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (9) 宿泊客が、その他の宿泊客又は当社従業員に対して法律上違法となり得る問題を惹起したとき。
 - (10) 当施設が、上記(1)～(9)に準じて宿泊契約の維持することができないと判断するとき。
2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条(当施設の使用時間)

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、宿泊契約締結に宿泊客に提示したチェックイン可能時刻からチェックアウト期限時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日と出発日及び宿泊客が依頼した連泊中の清掃時間を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には当宿泊施設が任意に定め、宿泊客に対して提示する追加料金を申し受けれます。

第9条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて当施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第10条(営業時間)

1. 当施設の主な施設等の営業時間はパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条(料金の支払い)

1. 宿泊料金は以下のとおりとします。
宿泊料金／追加料金／税金／サービス料
(その定めがある施設に限ります)
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード、電子決済等これに代わり得る方法により、当施設が請求した時、インターネット等による事前決済を行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けれます。

第12条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当施設の付保する保険契約に則った賠償額を上限に損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、他の宿泊施設をあっ旋するものとします。ただし、宿泊客があっ旋を希望しない場合はこの限りではありません。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条(寄託物等の取扱い)

宿泊客の貴重品について一切責任を持たないものとします。なお、現金並びに貴重品はお預かりしません。

第15条(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

当施設での保管は一切お受け致しません。

第16条(駐車場の責任)

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条(宿泊客の責任)

宿泊客により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第18条(免責事項)

1. 当施設からのインターネット等の通信のご利用にあたりましては、宿泊客自身の責任にて行うものといたします。ご利用中にシステム障害等の理由により何らかの損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、宿泊客によるインターネット等の通信のご利用について、当施設、関連する施設または他の宿泊客等に何らかの損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客の依頼に応じ連泊時に客室内を清掃する場合、その必要性から客室に残された宿泊客の物品を移動する可能性があります。

第19条(本約款の変更)

1. 当施設は、次に掲げる場合には、本約款の変更をすることにより、変更後の本約款の条項について合意があったものとみなし、個別に宿泊客と合意をすることなく宿泊契約の内容を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更が、宿泊客の利益に適合するとき
 - (2) 本約款の変更が、宿泊契約の目的に反さず、変更の必要性が相当であるとき
2. 当施設は、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットやその他の適切な方法によって周知します。

第20条(管轄裁判所)

宿泊契約に関して紛争が生じ、訴訟等の法的手続が必要となりました場合には、訴額に応じて、千葉簡易裁判所又は千葉地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所といたします。